○　請負工事成績評定要領

制　　定　平成 25 年 12 月 26 日
最近改正　令和 7 年 3 月 18 日

（目　的）
第１条　この要領は、大阪市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）
第２条　評定の対象は、技術検査を実施したときの請負代金額が 100 万円を超える請負工事とする。

（評定者）
第３条　前条の評定を行う者は、大阪市請負工事技術検査要領で定める技術検査職員、技術評価職員及び補助技術評価職員（以下「評定者」という。）とする。

（評定の方法）
第４条　評定は、監督又は検査で確認した事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
2　評定者は、工事ごとに定める工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（様式 3）に基づき評定を行い、事業請負成績調書成績評定採点表（様式 1）及び細目別評定点採点表（様式 2）を作成するものとする。また、完成検査以前に技術検査を行った場合は、評定点の合算を行うものとする。
3　評定にあたっては、「施工プロセスのチェックリスト」（別紙１）及び「出来形及び品質のばらつきの考え方」（別紙２）を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定の時期）
第５条　技術検査職員は技術検査を実施したとき、技術評価職員及び補助技術評価職員は工事が完成（一部完成含む。）したとき、それぞれ評定を行うものとする。

（成績不良工事に関する報告）
第６条　評定の結果、評定点が 60 点未満の場合は、速やかに契約管財局へ報告するものとする。

（評定結果の通知）
第７条　技術検査職員は、当該工事が完成したときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式 4）により、評定結果を通知するものとする。

（評定結果の公表）
第８条　前条による通知後、評定日の属する月の翌々月の 10 日までに大阪市ホー

ムページにおいて、評定結果を公表するものとする。
2　前項の公表は、請負工事成績評定結果一覧表（様式 5）にて行うものとする。
3　公表期間は、評定日の属する年度の翌年度末日までとする。

（評定の修正）
第 9 条　第 7 条の通知後、次の各号のいずれかに該当するときは、当該評定を修正しなければならない。
(1)　当該工事に関し、評定後に粗雑な履行が判明したことにより、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）が行われた場合
(2)　当該工事に関し、評定後に施工体制台帳等の提出書類に虚偽記載が判明したことにより、停止措置が行われた場合
(3)　当該工事に関し、評定後に建設業法違反行為が判明したことにより、停止措置が行われた場合
(4)　当該工事に関し、評定上の考査誤り又は計算誤りが判明した場合
2　前項の規定による修正を行う対象は、修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものとする。
3　第 1 項により修正した場合は、遅滞なくその結果を、工事成績評定通知書（再通知）（様式 6）により、当該工事の受注者に通知し、前条の公表についても修正を行うものとする。なお、公表の修正を行う際には、請負工事成績評定結果一覧表（様式 5）の備考欄に修正した旨を記載すること。

（説明請求等）
第 10 条　第 7 条又は前条第 3 項の規定により評定結果の通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が本市における執務の休日に当るときはその翌日）以内に、書面により、局長等に対して評定の内容について説明を求めることができる。
2　前項の規定により説明を求められた場合、局長等は、所属内の成績評定関係者の意見を聞き、工事成績評定に係る説明書（様式 7）により回答するものとする。

（再説明請求等）
第 11 条　前条第 2 項の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が本市における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、局長等に対して再説明の請求を求めることができる。
2　前項の規定により再説明を求められた場合、局長等は、大阪市入札等監視委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（様式 8）により回答するものとする。

附　則
1　この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。
2　請負工事成績評定要領（平成 2 年 3 月 30 日制定）並びに請負工事成績評定通知及び公表実施要領（平成 14 年 9 月 19 日制定）は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。
附　則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

附　則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

ただし、第4条第3項の「施工プロセスのチェックリスト」の考慮については、平成29年4月 1 日以降に契約する工事に適用する。

附　則

この要領は、平成30年4月1日以降に契約する工事について適用する。

附　則

この要領は、平成31年4月1日以降に完成する工事について適用し、同日前に完成する工事については、なお従前の例による。

附　則

1　この要領は、令和3年1月4日以降に完成する工事について適用する。ただし、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）の施行期日（令和2年10月1日）前に契約された工事については、なお従前の例による。

2　この要領の特例監理技術者及び監理技術者補佐については、令和3年4月1日以降に契約を締結する工事について適用する。

附　則

この要領は、令和4年4月1日以降に完成する工事について適用し、同日前に完成する工事については、なお従前の例による。

附　則

1　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要領による改正後の請負工事成績評定要領は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に成績評定を実施する工事について適用し、施行日前に成績評定を実施した工事については、なお従前の例による。

附　則

1　この要領は、令和７年２月１日から施行する。

2　この要領による改正後の請負工事成績評定要領は、施行日以後に成績評定を実施する工事について適用し、施行日前に成績評定を実施した工事については、なお従前の例による。

附　則

1　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

2　この要領による改正後の請負工事成績評定要領は、施行日以後に成績評定を実施する工事について適用し、施行日前に成績評定を実施した工事については、なお従前の例による。

（様式１）

事業請負成績調書成績評定採点表〔完成・一部完成〕

検査年月日	
契約番号	

工事名		契約金額（最終）	円
受注者名	工期 ～	完成年月日	

考査項目		補助技術評価職員					技術評価職員							技術検査職員（既済・中間）							技術検査職員（完成）						
		氏名					氏名							氏名							氏名						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10.0																					
	Ⅱ．配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10.0																					
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0								+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15.0														
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.0	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15.0														
	Ⅳ．対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0																					
3．出来形	Ⅰ．出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0
及び	Ⅱ．品　質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0
出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ													+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応 ※2						+20.0～　0																				
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫 ※3	+7.0～　0																									
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																
加減点合計	（１＋２＋３＋４＋５＋６）	点					点							点							点						
評定点（６５点±加減点合計） ※1		①　点					②　点							③　点							④　点						
評定点計		点					○中間技術検査があった場合：（①*0.4＋②*0.2+③*0.2+④*0.2）　＝　評定点計　※但し、③は中間技術検査が２回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合：（①*0.4＋②*0.2+④*0.4）　＝　評定点計																				
7．法令遵守等 ※7							点																				
評定点合計 ※8		点　○ 評定点計 － 法令遵守等																									
8．総合評価技術提案	※9　技術提案履行確認																										

所見 ※5	【補助技術評価職員】	【技術評価職員】	【技術検査職員】

※1　６５点　＋　1.～3.の評定（加減点合計）　＋　4.～6.の評定（加点合計）　＝　評定点　（各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。）
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　4．5．6．は、加点評価とする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5　所見は必ず記載する。
※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、技術検査職員（完成）の評価に先立ち、補助技術評価職員、技術評価職員が行う。
※7　法令遵守等の評価は、技術評価職員が行う。
※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

（様式２）

細目別評定点採点表

項　目	細　別	細目別評定点	基準点	合計点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	0.4 点	2.9 点	3.3 点
	Ⅱ. 配置技術者	1.2 点	2.9 点	4.1 点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	3.6 点	9.4 点	13.0 点
	Ⅱ. 工程管理	2.0 点	6.1 点	8.1 点
	Ⅲ. 安全対策	2.6 点	6.2 点	8.8 点
	Ⅳ. 対外関係	0.8 点	2.9 点	3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	5.6 点	9.3 点	14.9 点
	Ⅱ. 品質	8.0 点	9.4 点	17.4 点
	Ⅲ. 出来ばえ	2.0 点	6.5 点	8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	Ⅰ. 施工条件等への対応	4.0 点	3.3 点	7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	Ⅰ. 創意工夫	2.8 点	2.9 点	5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	Ⅰ. 地域への貢献等	2.0 点	3.2 点	5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		0.0 点	－	0.0 点
評　定　点　計		35.0 点	65.0 点	100 点

一部完成・完成検査の評定点合算表

（様式2-2）

工　事　名						
受 注 者 名						
契 約 金 額				完成年月日	令和　年　月　日	
工　　期		令和　年　月　日　～　令和　年　月　日				
検 査 の 種 類		第1回一部完成検査	第2回一部完成検査	完成検査（一部完成以外）		
検 査 金 額						
検 査 年 月 日						
補助技術評価職員氏名						
技術評価職員氏名						
技術検査職員氏名						
項目	細別	第1回一部完成検査	第2回一部完成検査	完成検査（一部完成以外）	合算評定点	得点割合
検査金額構成率（%）						
項目別評定点　1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	/3.3点	/3.3点	/3.3点	/3.3点	
	Ⅱ. 配置技術者	/4.1点	/4.1点	/4.1点	/4.1点	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	/13.0点	/13.0点	/13.0点	/13.0点	
	Ⅱ. 工程管理	/8.1点	/8.1点	/8.1点	/8.1点	
	Ⅲ. 安全対策	/8.8点	/8.8点	/8.8点	/8.8点	
	Ⅳ. 対外関係	/3.7点	/3.7点	/3.7点	/3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	/14.9点	/14.9点	/14.9点	/14.9点	
	Ⅱ. 品質	/17.4点	/17.4点	/17.4点	/17.4点	
	Ⅲ. 出来ばえ	/8.5点	/8.5点	/8.5点	/8.5点	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	/7.3点	/7.3点	/7.3点	/7.3点	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	/5.7点	/5.7点	/5.7点	/5.7点	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	/5.2点	/5.2点	/5.2点	/5.2点	
評定点計　:計（1～6）		/100.0点	/100.0点	/100.0点	/100.0点	
7. 法令遵守等						
評定点合計		/100.0点	/100.0点	/100.0点	/100.0点	

注1　検査金額構成率は、契約金額に占める検査金額率とし、%表示で小数第2位でまとめる（四捨五入）。
注2　評定点計は、小数第1位でまとめる（四捨五入）
注3　合算評定点は、各検査時の項目別評定点×検査金額構成率の計とする。なお、「法令遵守等」は、各検査時の最高減点とする。
注4　得点割合は、「合算評定点の評定点計」に対する「合算評定点の項目別評定点」の割合とし百分率で示す。
注5　評定点合計＝評定点計－法令遵守等。
注6　共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、構成員毎に一部完成・完成部分の評定点合算表を作成する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く） 項目一覧

評価者	考査項目	細　　別		様式 - 番号			
補助技術評価職員	1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		1	①		
		Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）		1	①		
	2．施工状況	Ⅰ．施工管理		1	②		
		Ⅱ．工程管理		1	②		
		Ⅲ．安全対策		1	③		
		Ⅳ．対外関係		1	③		
	3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		1	④	1	
			機械設備工事	1	④	1	
			電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	1	④	2	
			機械設備工事（プラント）	1	④	3	
			機械設備工事（下水道用建築設備）	1	④	3	
			電気設備工事（プラント）	1	④	4	
			電気設備工事（下水道用建築設備）	1	④	4	
		Ⅱ．品質		1	⑤	1	
			機械設備工事	1	⑤	2	
			電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	1	⑤	3	
			機械設備工事（プラント）	1	⑤	4	
			機械設備工事（下水道用建築設備）	1	⑤	4	
			電気設備工事（プラント）	1	⑤	5	
			電気設備工事（下水道用建築設備）	1	⑤	5	
	5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫		1	⑥		
技術評価職員	2．施工状況	Ⅱ．工程管理		2	①		
		Ⅲ．安全対策		2	①		
	4．工事特性【港湾工事を除く】	Ⅰ．施工条件等への対応		2	②	1	
	4．工事特性【港湾工事】	Ⅰ．施工条件等への対応		2	②	2	
	6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		2	③		
	7．法令遵守等			2	④		
技術検査職員	2．施工状況	Ⅰ．施工管理		3	①		
	3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		3	②	1	
			機械設備工事	3	②	1	
			電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	3	②	2	
			機械設備工事（プラント）	3	②	3	
			機械設備工事（下水道用建築設備）	3	②	4	
			電気設備工事（プラント）	3	②	5	

			電気設備工事（下水道用建築設備）	3	②	5	
		Ⅱ．品質	コンクリート構造物工事	3	③	1	
			土工事（切土、盛土、堤防等工事）	3	③	1	
			鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	3	③	2	
			舗装工事	3	③	3	
			基礎工事及び地盤改良工事	3	③	4	
			コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	3	③	5	
			塗装工事	3	③	6	
			植栽工事	3	③	6	
			防護柵(網）・標識・区画線等設置工事	3	③	7	
			電線共同溝工事	3	③	7	
			維持工事(清掃工、除草工、付属物工、応急処理等）	3	③	8	
			修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	3	③	8	
			港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）	3	③	9	
			上水道工事（管布設工事、水管橋工事）	3	③	10	
			下水道工事（開削工、推進工、管更生工）	3	③	11	
			下水道防食工事（ライニング）	3	③	12	
			二次製品工事（遊具設置工、擁壁据付工、（大型）ブロック積、石積（張））	3	③	13	
			シールド工事	3	③	14	
			機械設備工事	3	③	15	
			機械設備工事（プラント）	3	③	16	
			機械設備工事（下水道用建築設備）	3	③	17	
			電気設備工事	3	③	18	
			通信設備工事・受変電設備工事	3	③	18	
			電気設備工事（プラント）	3	③	19	
			電気設備工事（下水道用建築設備）	3	③	19	
			上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	3	③	20	
		Ⅲ．出来ばえ	コンクリート構造物工事	3	④	1	
			土工事（盛土・築堤工事等）	3	④	1	
			切土工事	3	④	1	
			鋼橋工事	3	④	1	
			舗装工事	3	④	1	
			基礎工事（地盤改良等を含む）	3	④	1	
			コンクリート橋上部工事	3	④	1	
			塗装工事（工場塗装を除く）	3	④	2	
			植栽工事	3	④	2	

			防護柵(網）工事	3	④	2	
			標識工事	3	④	2	
			区画線工事	3	④	2	
			電線共同溝工事	3	④	2	
			港湾築造工事（海岸築造工事を含む） （コンクリート工事がない場合）	3	④	2	
			港湾築造工事（海岸築造工事を含む） （コンクリート工事が含まれる場合）	3	④	3	
			上水道工事	3	④	3	
			水管橋工事	3	④	3	
			下水道工事（開削工、推進工、管更生工）	3	④	3	
			下水道防食工事（ライニング）	3	④	3	
			二次製品工事（遊具設置工、擁壁据付工、（大型）ブロック積、石積（張））	3	④	3	
			シールド工事	3	④	3	
			維持修繕工事	3	④	3	
			機械設備工事	3	④	4	
			機械設備工事（プラント）	3	④	4	
			機械設備工事（下水道用建築設備）	3	④	4	
			電気設備工事	3	④	5	
			通信設備工事・受変電設備工事	3	④	5	
			電気設備工事（プラント）	3	④	5	
			電気設備工事（下水道用建築設備）	3	④	5	
			上記以外の工事又は合併工事	3	④	6	

（様式３）

1－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □ □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 □ □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □ □ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □ □ 元請が下請の作業成果を検査している。 □ □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □ □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □ □ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □ □ その他〔理由：　　〕 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □ □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □ □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □ □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □ □ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）を評価する項目】 □ □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □ □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ □ 監理技術者等が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ □ その他〔理由：　　〕 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

（様式３）

１－②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 □ □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ □ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 □ □ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ □ 休日の確保を行っている。 □ □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
	Ⅲ．安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 □ □ 災害防止協議会等を１回／月以上行っている。 □ □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

（様式３）

１－④－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※ ばらつきの判断は別紙－１参照。

工　　種	a	b	c	d	e
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。
□ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・b
評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－④－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ □ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ □ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ □ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理している。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

１－④－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	機械設備工事 （プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。
□ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
□ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
□ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
□ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
□ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 据付基礎ボルトの施工が適切である。
□ □ 基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		a	b	c	d	e
	機械設備工事 （下水道用建築設備） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □ 施工計画書に示された施工管理基準に沿った施工管理が実施されている。
□ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □ 出来形の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □ 出来形の性能、機能が許容値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。
□ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、処分が適切である。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

１－④－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事 （プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □ 自社の写真管理基準等を設定し、適切に管理している。
□ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図面どおりに施工されている。
□ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図面どおりに敷設されている。
□ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。
□ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		a	b	c	d	e
	電気設備工事 （下水道用建築設備） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
□ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
□ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足している。
□ □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
□ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ.品　質</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。
⑤ ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。

※ ばらつきの判断は別紙－１参照。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。
□ 施工条件、気象条件を考慮して施工している。
□ 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。
□ 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。
□ 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。
□ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。
□ その他（理由：　　）
□ その他（理由：　　）

●判断基準
※該当項目が6項目以上・・・a
※該当項目が4項目以上・・・b
※該当項目が3項目以下・・・c

注　記載の６項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大８項目とする。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（様式３）

１－⑤－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・b
評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

１－⑤－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工　　種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・b
評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑤－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	機械設備工事 （プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 設備の機能及び性能を承諾図面のとおり確保している。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図面として提出している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図面のとおり配置し、操作性に優れている。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図面のとおり機能している。
□ □ 小配管、電気配線・配管が承諾図面のとおり敷設している。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ □ 機器に運転上必要な案内注意表示（ＰＬ法等）があり、計器類は現場盤ならびに管理導線上から確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ □ バルブ類の平常の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
□ □ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

機械設備工事 （下水道用建築設備） ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 機器の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 当該工事の内容に対応した施工管理計画（対象項目等の明示）を作成している。
□ □ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付け・取付け等・現場施工の状況が適切である。
□ □ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
評価値が80%以上・・・・・・a
評価値が60%以上80%未満・・b
評価値が60%未満・・・・・・c

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	工種	a	b	c	d	e
３．　出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	電気設備工事 （プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図面のとおり配置され、操作性に優れている。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 操作制御設備関係の機能及び性能が、仕様書を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ □ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ 機器据付等、現場施工の状態が良好である。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・b
評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

考査項目	工種	a	b	c	d	e
	電気設備工事 （下水道用建築設備） ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第１８条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

●評価対象項目

□ □ 機材の品質及び形状が、書面等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 品質施工計画書による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□ □ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が80％以上・・・・・・a
評価値が60％以上80％未満・・b
評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

１－⑥

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（補助技術評価職員）

考査項目	細別	工夫事項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施　工】 □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事。 （電子納品のみは除く）　※本項目は１点の加点とする。 □ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 ※本項目は２点の加点とする。 ※ICT活用による加点は最大２点の加点とする。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の３項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大２点の加点とする。加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。　※本項目は2点の加点とする。 □ （該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。　※本項目は1点の加点とする。 □ （該当技術数：　）ＮＥＴＩＳ登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。　※本項目は1点の加点とする。 ※ ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※ 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大２点の加点とする。 複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大２点の加点とする。 【品　質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 □ 週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。	【その他】 □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　） □ その他（理由：　）
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評点：	**【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載**

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

（様式３）

２－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術評価職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□ 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。
□ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□ 現場閉所による週休２日（４週８休以上）に取組んだ。
□ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□ その他（理由：　　）

●判断基準
上記当該項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e　を評価する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
□ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□ その他（理由：　　）

●判断基準
上記当該項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e　を評価する。</td></tr>
</table>

（様式３）

２－②－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術評価職員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 【港湾工事を除く】	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ．構造物の特殊性への対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ ３．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１．について） 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 （２．について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要となる工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡張工事。 （３．について） ・その他、構造物特有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ７．現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ８．緊急時に対応が特に必要な工事 □ ９．施工箇所が広範囲にわたる工事 □ １０．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	（４．について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （５．について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６．について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７．について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （８．について） ・緊急時の作業があり、その作業のすべてに対応した工事。 （９．について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （１０．について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ．厳しい自然・地盤条件への対応 □ １１．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ １２．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ １３．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ １４．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ １５．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１１．について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） ・海岸又は河川区域のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （１３．について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 □ １６．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ １７．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	
	評価	評点：　○○点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。

※２．評価にあたっては、補助技術評価職員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術評価職員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 【港湾工事】	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ．構造物の特殊性への対応 □ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ ２．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ ３．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１．について） 切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上、地盤改良工事の改良長さ：30m以上、基礎工事のマウンド天端：-14m以深、ケーソン製作又は据付工事のケーソン質量：2000t以上、ブロック類製作工事のブロック質量：50t以上、防波堤又は岸壁工事の構造物水深：-14m以上 （２．について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要となる工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡張工事。 （３．について） ・その他、構造物特有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 （遠距離土捨て、大型ケーソンの長距離回航、施工実績の少ない新工法・新技術等） ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ ４．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ ５．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ ６．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ ７．供用中の港湾施設等の利用規制、現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ ８．緊急時に対応が特に必要な工事 □ ９．施工範囲が広範囲にわたる工事 □ １０．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	（４．について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 ・養殖漁業への工事の影響に特段配慮が必要な工事。 ・空港の制限区域内での工事。 （５．について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整（漁業者、海事関係者、近隣住民）や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・航路の切り回し、船舶航行等による作業の規制により、特に施工工程への影響がある工事。 ・水深25mを超える大水深での潜水作業を行う工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （６．について） ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 （７．について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 ・供用している航路、泊地内で航路標識等の移設が必要な工事。 （８．について） ・緊急時の作業があり、その作業のすべてに対応した工事。 （９．について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （１０．について） ・施工ヤードの広さや工事範囲又は高さに制限があり、作業船舶、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ．厳しい自然・地盤条件への対応 □ １１．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ １２．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ １３．急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ １４．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ １５．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば４点の加点とする。	（１１．について） ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 （１２．について） ・海岸又は河川区域のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 （１３．について） ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 （１４．について） ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 （１５．について） ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 □ １６．１２ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ １７．その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば６点の加点とする。	
	評価	評点：　　○○点	

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。
※２．評価にあたっては、補助技術評価職員等の意見も参考に評価する。

（様式３）

２－③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術評価職員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

- □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- □ その他〔理由：　　〕

●判断基準

上記当該項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ　評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術評価職員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表

７．法令遵守等

措置内容	点数
□ １．指名停止３ヶ月以上	－２０点
□ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点
□ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点
□ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点
□ ５．文書注意	－８点
□ ６．口頭注意	－５点
□ ７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－３点
□ ８．その他	
□ ９.項目該当なし	

注１）措置内容欄の「４．指名停止２週間以上１ヶ月未満」は、本市「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に該当しないため削除とする。
注２）「指名停止」を「競争入札参加停止」に読みかえる。

①本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者から契約書第８ 条の３ 第２ 項に定める期間内に書類が提出されなかった。

（様式３）

３－①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ □ 契約書第１９条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ □ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □ □ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ □ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □ □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ □ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ □ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他〔理由：　　〕 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

（様式３）

３－②－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
3.　出来形及び出来ばえ	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

Ｉ.出来形

●評価対象項目

□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
□ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ その他（理由：　　）

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

※ ばらつきの判断は別紙２参照。

工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
機械設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

※上記欄によらず、当該欄で評価

●評価対象項目

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。
□ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
□ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
□ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
□ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
□ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。
□ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・a’
評価値が70%以上80%未満・・b
評価値が60%以上70%未満・・b’
評価値が60%未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

d：□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。

e：□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

（様式３）

３－②－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ □ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ □ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

（様式３）

３－②－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	機械設備工事（プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ □ 当該工事の内容に対応した出来形管理計画（据付手順、基準値等）を作成している。 □ □ 据付けに関する出来形管理が容易に把握出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ □ 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 □ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ □ 受注者の出来形確認記録が整理され、その処置も速やかに行われている。 □ □ 出来形管理の各段階の状況が写真により確認でき、それらの写真がよく整理されている。 □ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 □ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足しバラツキが少ない。 □ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足しバラツキが少ない。 □ □ 据付基礎ボルトの施工が適切である。 □ □ 基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。 □ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 □ □ 貫通部の処理など、他との接点部分の施工が適切に行われている。 □ □ 出来形管理の測定等の結果が施工管理記録に適切にまとめられ、よく整理されている。 □ □ 出来形数量及び仕様等が図面、試験成績等で確認でき、その書類等がよく整理されている。 □ □ 写真によりすべての出来形数量が確認でき、写真が整理、編集されている。 □ □ 施工図により配管、基礎等の形状、数量、仕様等が確認でき、施工図と現場の状況が一致している。 □ □ 機器並びに配管等には必用な文字、矢印等が適切な位置に表示されている。 □ □ 完成図書には、測定結果等必要な書類が整備されている。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

（様式３）

３－②－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事 （下水道用建築設備）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
Ⅰ. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 □ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ □ 施工計画に示された出来形管理基準に沿った施工管理が適切に実施されている。 □ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ □ 出来形の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □ □ 出来形の性能、機能が許容値（設計図書）を満足し、ばらつきが少ない。 □ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の数量等が確認でき、適切な処分をしている。 □ □ 出来形を反映した完成図書となっている。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

（様式３）

３－②－５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅰ.出来形	電気設備工事 （プラント） ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足していることが確認できる。 □ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足していることが確認できる。 □ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ □ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図面どおりに施工されている。 □ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図面どおりに敷設されている。 □ □ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 □ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	電気設備工事 （下水道用建築設備） ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ □ 出来形管理報告書が適切にまとめられており、確認できる。 □ □ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ □ 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ □ 出来形（製品含む）の形状、寸法が許容値（設計図書）を満足していることができる。 □ □ 出来形（製品含む）の性能、機能が許容値（設計図書）を満足していることができる。 □ □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ □ その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

（様式３）

３－③－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	コンクリート構造物工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 有害なクラックが無い。 □ □ その他（理由：）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
	土工事（切土、盛土、堤防等工事）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 □ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ □ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ □ その他（理由：）						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

３－③－２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	鋼橋工事 （ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】

□ □ 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□ □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□ □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
□ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□ □ 素地調整を行う場合、第１種ケレン後４時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□ □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【架設関係】

□ □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□ □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□ □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□ □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□ □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

（様式３）

３－③－３

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	舗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

□ □ 設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
□ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
□ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
□ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【アスファルト舗装工関係】

□ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
□ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
□ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
□ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
□ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
□ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【コンクリート舗装工関係】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
□ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

（様式３）

３－③－４

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	基礎工事及び地盤改良工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】

□ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２m以上挿入して施工していることが確認できる。
□ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
□ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
□ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

□ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	コンクリート橋上部工事 （ＰＣ及びＲＣを対象）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	塗装工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □ □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	植栽工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙－１参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ □ 樹木などに損傷､はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
- □ □ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- □ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 防護柵設置要綱､視線誘導標設置基準､道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
- □ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するｼﾝﾅｰの使用量が、１０％以下であることが確認できる。
- □ □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a’	b	b’	c	d	e
	電線共同溝工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- □ □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- □ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
- □ □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- □ □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- □ □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- □ □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- □ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

３－③－８

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、応急処理等）	●評価対象項目 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が６項目以上・・・・・・a ※ 該当項目が５項目・・・・・・・・a’ ※ 該当項目が４項目・・・・・・・・b ※ 該当項目が３項目・・・・・・・・b’ ※ 該当項目が２項目以下・・・・・・c 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、その他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 （橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	a	a’	b	b’	c	d	e
		●評価対象項目 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が６項目以上・・・・・・a ※ 該当項目が５項目・・・・・・・・a’ ※ 該当項目が４項目・・・・・・・・b ※ 該当項目が３項目・・・・・・・・b’ ※ 該当項目が２項目以下・・・・・・c 注　記載の４項目を必須の評価対象項目とし、その他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大８項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

３－③－９

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

□ □ 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。
□ □ 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
□ □ 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。
□ □ 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。
□ □ 気象・海象を十分調査して施工されていることが確認できる。
□ □ 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。
□ □ 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【浚渫・床掘関係】

□ □ 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。
□ □ 潮位及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。
□ □ 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ 土捨場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。
□ □ 土捨場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。
□ □ 土質に対して、適正な船舶、機械を使用し、周辺環境への影響を最小限に抑えている。（大型船による施工で、作業日数短縮等も含む）
□ □ 浚渫・床掘時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。
□ □ 浚渫工又は床掘工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。
□ □ 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。
□ □ 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
□ □ 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【地盤改良関係】

□ □ 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。
□ □ ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ･砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ及びﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。
□ □ ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝの頭部が保護され、排水効果が維持されていることが確認できる。
□ □ 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。
□ □ 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。
□ □ 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【マット、捨石及び均し関係】

□ □ 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。
□ □ マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。
□ □ 捨石、被覆及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。
□ □ 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。
□ □ 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。
□ □ 施工面から浮泥等の品質の害となるものを除去してから施工されていることが確認できる。
□ □ マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
□ □ 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【本体：杭及び矢板、控工関係】

□ □ 鋼材の規格・数量がミルシート等（現物照合を含む）で確認できる。
□ □ 鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。
□ □ 杭及び矢板に損傷及び修補痕がなく施工されていることが確認できる。
□ □ 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
□ □ 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。
□ □ タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されていることが確認できる。
□ □ 溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕様を満足している。
□ □ その他（理由：　　）

【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】

□ □ ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。
□ □ ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ □ ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ □ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。
□ □ ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。
□ □ ケーソンえい航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。
□ □ ケーソン注水時の隔室の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。
□ □ ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。
□ □ 中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【コンクリート関係】

□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋（ＰＣ鋼材含む）の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ コンクリート打設までにさび、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
□ □ ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

３－③－１０

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	上水道工事 (管布設工事、水管橋工事)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【上水道工事】

□ □ 設計図書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
□ □ 材料の品質規格証明書等が整備されていることが確認できる。
□ □ 管・弁類の取り扱い及び運搬が適切に行われていることが確認できる。
□ □ 管据付工について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 各種継手について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 管保護工について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 不断水連絡工について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 鋼管の施工が適切で、各種試験及び検査が実施されていることが記録により確認できる。
□ □ 接合替工について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 防食措置（ポリエチレンスリーブ、塗覆装等）について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 埋め戻し及び締固めについて、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 一次復旧について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 二次復旧について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【水管橋工事】

□ □ 設計図書で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。
□ □ 材料の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 部品の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されていることが確認できる。
□ □ 据付基準線及び基準高について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 溶接の施工が適切で、各種試験及び検査が実施されていることが記録により確認できる。
□ □ 塗装の塗り残し、むら等がなく、均一性が良いことが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	下水道工事 (開削工、推進工、管更生工)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共　通】

□ □ 材料の品質規格証明書が、整備されていることが確認できる。
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ コンクリートに、有害なクラックがない。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【開削工】

□ □ 外観検査について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 管渠の接合状況が、良好であることが確認できる。
□ □ 管基礎工が、適切な方法で施工されていることが確認できる。
□ □ 埋め戻しにおいて、締固めを適切な条件で施工していることが確認できる。
□ □ 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【推進工】

□ □ 外観検査について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 日々の掘進管理が常に計測され、かつ記録の確認がなされている。
□ □ 地盤改良工の施工管理状況が、データで確認できる。
□ □ 遠心力鉄筋コンクリート管等に、クラックの発生及び欠損がないことが確認できる。
□ □ 管の継手部が、適切に施工され漏水がないことが確認できる。
□ □ 裏込め注入材が、確実に施工されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【管更生工】

□ □ 施工管理について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 外観検査について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 事前調査・前処理について、適切に行われていることが記録により確認できる。
□ □ 形成管の物性試験の結果について、規格値を満足していることが確認できる。（自立管）
□ □ 充填材の強度試験の結果について、規格値を満足していることが確認できる。（複合管）
□ □ 仕上がり管体内面には、ふくれ、しわ、扁平、破損等がないことが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

（様式３）

３－③－１２

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	下水道防食工事（ライニング）	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。 ●評価対象項目 □ □ 材料の品質証明書が整備されていることが確認できる。 □ □ 事前調査工について、適切に行われていることが記録により確認できる。 □ □ 劣化部除去および鉄筋処理工について、適切に行われていることが記録により確認できる。 □ □ 断面修復工について、適切に行われていることが記録により確認できる。 □ □ 防食被覆工について、適切に行われていることが記録により確認できる。 □ □ 施工環境（温度・湿度）について仕様書の条件を満足していることが確認できる。 □ □ ガラスクロスの重ね代が適正に施工されていることが確認できる。 □ □ 各層での仕上げ状態が確認できる。 □ □ その他〔理由：　　〕					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	二次製品工事 ・遊具設置工 ・擁壁据付工 ・(大型)ﾌﾞﾛｯｸ積、石積(張)	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

□ □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。
□ □ 施工基面が平滑に仕上げられ、構造物の基礎材料の材質及び締固め等が適切であることが確認できる。
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
□ □ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

【遊具設置工】

□ □ 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。
□ □ 構造物側面の埋め戻しについては、設計図書で示す条件により締固めが実施されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【擁壁据付工】

□ □ 支持地盤の地耐力が平板載荷試験等で確認されていることが確認できる。
□ □ 目地施工が設計図書に適合し、接合面の付着・水密性が確保されていることが確認できる。
□ □ 調整コンクリートの材質及び施工方法が適切であることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

【（大型）ブロック積（張）、石積（張）工】

□ □ 支持地盤の地耐力が平板載荷試験等で確認されていることが確認できる。
□ □ 裏込材、胴込めコンクリートの充填または締固めが充分で、空隙が生じていないことが確認できる。
□ □ 目地の処理及び施工間隔、また、水抜きパイプの配置及び吸出し防止対策が適切に施工されていることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	シールド工事	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。
□ □ 製作したシールド機が設計図書の仕様及び製作要領書に定められた事項を満足していることが確認できる。
□ □ 製作したセグメントが設計図書の仕様及び製作要領書に定められた事項を満足していることが確認できる。
□ □ セグメントに損傷及び補修痕がない。
□ □ 常に、切羽及び地表面の状態を観察しながら施工していることが確認できる。
□ □ シールド推進中の施工管理状況がデータで確認できる。
□ □ セグメント組立時に目違い、異物の挟み込み等に注意し丁寧に組立を行い、所定のトルクでボルトが締め付けられていることが確認できる。
□ □ セグメント組立後、真円保持装置を使用し形状確保に努めていることが確認できる。
□ □ セグメント継手面シール等の防水工を設計図書に基づき適切に施工していることが確認できる。
□ □ 施工後のコンクリート系セグメントに有害なクラック及び欠けがない。
□ □ 設計図書で定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ □ スチールフォーム等の取り外しについて、適切に管理していることが確認できる。
□ □ コンクリート打設時に必要な供試体を採取しており、強度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 二次覆工コンクリートに有害なクラックがない。
□ □ 作業残土の処理を確実に実施していることが、資料により確認できる。
□ □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□ □ 裏込め注入について、注入量・注入圧力を適切に管理・記録していることが確認できる。
□ □ 二次覆工コンクリート打設前に、付着物除去のための充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。
□ □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
□ □ シールド設備工（坑内外）を的確に実施していることが確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

● 判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

３－③－１５

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	機械設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
□ □ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
□ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ その他〔理由：　　〕

●判断基準

※ 評価値が90％以上・・・・・・a
※ 評価値が80％以上90％未満・・a’
※ 評価値が70％以上80％未満・・b
※ 評価値が60％以上70％未満・・b’
※ 評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	機械設備工事 （プラント）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 現場における機器・材料の品質管理については、施工計画書等により明示されている。
□ □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確保ができる。
□ □ 設備の機能及び性能が、承諾図面のとおり確保され、品質の確認ができる。
□ □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図面として提出していることが確認できる。
□ □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
□ □ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図面のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
□ □ 小配管、電気配管・配管が承諾図面のとおり敷設していることが確認できる。
□ □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法についてまとめていることが確認できる。
□ □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
□ □ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ 現場作業（各種塗装、コンクリート打設等）について適切な品質管理のもとで施工されていることが書類、写真等で確認できる。
□ □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
□ □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
□ □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
□ □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。
□ □ 機器等の品質、性能等の現場単体試験等が適切に行われている状況が書類、写真等で確認できる。
□ □ 機器の工場検査・試験については、ＪＩＳ等の指針に基づき、記録・整備され、また、よく整理されている。
□ □ 機器等の品質、性能等（総合性能）については、現場試験報告書により確認でき、また、その報告書にはコメント等が記載され、よくまとめられている。
□ □ シーケンスに従い正常に動作した。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ ピット内及び配電盤類の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
□ □ ケレンが適切に実施されていることが確認できる。
□ □ 操作制御関係が所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
□ □ 電線類の接続部が適切に処置されている。
□ □ 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
□ □ 設備の総合性能が設計図面のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。
□ □ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ その他〔理由：　　〕

●判断基準

※ 評価値が90％以上・・・・・・a
※ 評価値が80％以上90％未満・・a’
※ 評価値が70％以上80％未満・・b
※ 評価値が60％以上70％未満・・b’
※ 評価値が60％未満・・・・・・c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。
③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	機械設備工事 （下水道用建築設備）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 当該工事の内容に対応した品質管理計画（機材の品質及び形状等）を作成している。
□ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付け・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□ □ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 工事写真は、写真撮影要領の撮影項目を満足し、よく整理されており、不可視部分についても確認できる。
□ □ その他（理由：　　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
※ 評価値が90%以上・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・c

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	電気設備工事	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	通信設備工事・受変電設備工事	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
□ □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ その他〔理由：　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
※ 評価値が90%以上・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・c

●評価対象項目

□ □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
□ □ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
□ □ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
□ □ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。
□ □ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
□ □ その他〔理由：　　〕

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
※ 評価値が90%以上・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・c

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	電気設備工事（プラント）	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	電気設備工事（下水道用建築設備）	a	a’	b	b’	c	d	e
		優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□ □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
□ □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
□ □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
□ □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
□ □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様書を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
□ □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
□ □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
□ □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
□ □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
□ □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
□ □ 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
□ □ 機器据付等、現場施工の状態が良好である。
□ □ 不可視部分の写真が適切である。
□ □ その他（理由：　　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準
※　評価値が90%以上・・・・・・a
※　評価値が80%以上90%未満・・a’
※　評価値が70%以上80%未満・・b
※　評価値が60%以上70%未満・・b’
※　評価値が60%未満・・・・・・c

●評価対象項目

□ □ 機材の品質及び形状が、書面等により確認でき、設計図書を満足している。
□ □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。
□ □ 品質計画による品質管理記録が整備されている。
□ □ 施工の品質及び形状が的確で良好な施工である。
□ □ 機器類の据付け・取付け等、現場施工の状態が適切である。
□ □ 施工中及び施工完了時の試験及び記録が適切である。
□ □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。
□ □ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ □ 法令、安全、維持管理等に関わる手直し事項が少ない。
□ □ その他（理由：　　）

●判断基準
※　評価値が90%以上・・・・・・a
※　評価値が80%以上90%未満・・a’
※　評価値が70%以上80%未満・・b
※　評価値が60%以上70%未満・・b’
※　評価値が60%未満・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

（様式３）

３－③－２０

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種		a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ.品　質	上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	〈A〉	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		〈B〉	□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙２参照。						

●評価対象項目

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

□ □　理由：

＜Ａ＞　対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事

ex）浚渫工、取壊し等

※ 評価値が90%以上・・・・・・a
※ 評価値が80%以上90%未満・・a’
※ 評価値が70%以上80%未満・・b
※ 評価値が60%以上70%未満・・b’
※ 評価値が60%未満・・・・・・c

なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合は、C評価とする。

＜Ｂ＞　対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
③ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

（様式３）

３－④－１

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけなどが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 □ 規定された勾配が確保されている。 □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	基礎工事 （地盤改良等を含む）	●評価対象項目 □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当３項目以上・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事 （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	電線共同溝工事	●評価対象項目 □ 歩道及び車道の舗装(含､仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・d	
	港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	●評価対象項目（コンクリート工事がない場合） □ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	

（様式３）
（技術検査職員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

考査項目	工種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	港湾築造工事 （海岸築造工事を含む）	●評価対象項目（コンクリート工事が含まれる場合） □ 構造物等の通りが良い。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 構造物等の表面及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物等のきめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。 □ クラックがない。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	上水道工事	●評価対象項目 □ 管の通りが良い。 □ 付属設備（制水弁・消火栓等）の設置状況が良い。 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目・・・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・・c	
	水管橋工事	●評価対象項目 □ 表面に傷、錆、補修個所がない。 □ 溶接、塗装組立の均一性が良い。 □ 管の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	下水道工事 （開削工、推進工、管更生工）	●評価対象項目 □ 全体的な美観が良い。 □ マンホール・ます・管口等の仕上げがよい。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 通りがよい。 □ 補修箇所がない。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	下水道防食工事 （ライニング）	●評価対象項目 □ 全体的な美観が良い。 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がなされている。 □ 端部処理が良い。 □ 補修箇所がない。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	二次製品工事 ・遊具設置工 ・擁壁据付工 ・(大型)ﾌﾞﾛｯｸ積、石積(張)	●評価対象項目 □ 構造物に有害なひび割れや欠損等がない。 □ 構造物の通りがよい。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 □ 既設構造物とのすりつけがよい。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	シールド工事	●評価対象項目 □ セグメント（ＲＣ・鋼製等）の損傷（割れ・カケ・変形）がない。 □ クラックがない。 □ 漏水がない。 □ セグメント間の目違い、段差が少ない。 □ ボルトの締め付け状況が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	維持修繕工事	●評価対象項目 □ 小構造物等にも注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・・・・a 該当２項目・・・・・・・・b 該当１項目・・・・・・・・c	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	
	機械設備工事 （プラント）	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い □ きめ細かな施工がなされている。 □ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 □ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 □ 仕上がり状態が良く、全体的な美観が優れている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。		●判断基準 該当７項目以上・・・・・・a 該当６項目・・・・・・・・b 該当５項目・・・・・・・・c 該当４項目以下・・・・・・d	
	機械設備工事 （下水道用建築設備）	●評価対象項目 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上げである。 □ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □ 機器又はシステムとして、運転状態、性能が優れている。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	電気設備工事	●評価対象項目 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 □ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 □ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 □ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 □ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 □ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	電気設備工事 （プラント）	●評価対象項目 □ きめ細かい施工がなされている。 □ 仕上がり状態がよく、全体に調和がとれている。 □ 安全に対する配慮が適切である。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ 総合的な機能、運転性能が優れている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	
	電気設備工事 （下水道用建築設備）	●評価対象項目 □ きめ細かい施工がなされている。 □ 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上げである。 □ 使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。		●判断基準 該当５項目以上・・・・・・a 該当４項目・・・・・・・・b 該当３項目・・・・・・・・c 該当２項目以下・・・・・・d	

（様式３）

３－④－６

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事除く）

（技術検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大５項目とする。		●判断基準 該当４項目以上・・・・・・a 該当３項目・・・・・・・・b 該当２項目・・・・・・・・c 該当１項目以下・・・・・・d	

（別紙１）

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事除く）

１．工 事 名　　工　事
２．工　　期　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受 注 者

所　　属
部 署 （ 事 務 所 ）
補 助 監 督 職 員

①「施工プロセス」のチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中										完成時	備考（改善通知・指示事項及び是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の２１日以内に、契約工程表が提出された。（契約後）	（ ／ ）□												
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の１０日以内に登録機関に登録した。（契約後、変更後、完成時）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び履歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。（契約後、変更後）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。（検査の前等）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。（品質証明実施時）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後１ヶ月以内及び変更後１０日以内に提出した。（契約後、変更後）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。（施工時１回程度）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。（施工時１回程度）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○請負代金内訳書	・契約締結後２１日以内に、所定の様式で提出した。（契約後）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工時　１回／月程度）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・施工体制台帳及び添付書類の「社会保険等加入状況」、「作業員名簿」に、社会保険等の加入又は適用除外であることを記載している。（施工時の当初、変更時）※平成26年5月16日付け通知、「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」に基づく確認		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事除く）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中										完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時 1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（施工時 1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐を正しく記載している。（元請のみ）（施工時１回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 配置技術者／現場代理人・監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者・監理技術者補佐（主任技術者）の専任制	・資格者証の内容を確認した。（着手前）	（／）□												
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者・監理技術者補佐と監理技術者証等に記載された技術者及び本人が同一であった。（着手前）	（／）□												
			・現場に常駐していた。（施工時 1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（施工時、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・下請負者が大阪市の競争入札参加有資格者である場合には、競争入札参加停止措置中でない。（資料提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事除く）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中										完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第１９条第１項第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。（着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工管理 ・工事材料確認整理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・日常の出来形、品質管理が確認できる。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・イメージアップ	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督職員の立会いにあたって、あらかじめ打合せ書等を提出している。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・段階確認の確認時期が、適切である。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○工事の着手	・工事開始日後、３０日以内に工事に着手した。（着手時）	（／）□												
		○支給品及び貸与品	・受領予定１４日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。（施工時　１回／程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事除く）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期 着手前	施工中										完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

（別紙２）

出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

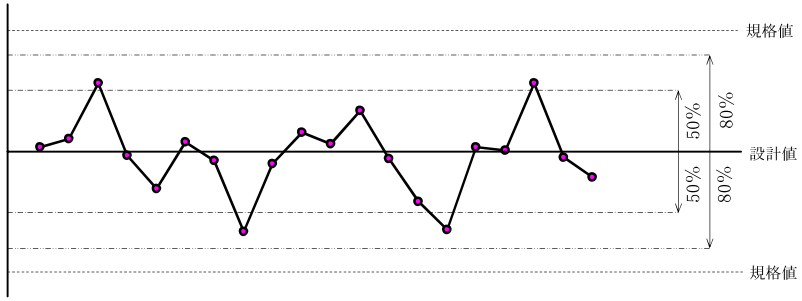

②ばらつきが80％以下と判断できる例

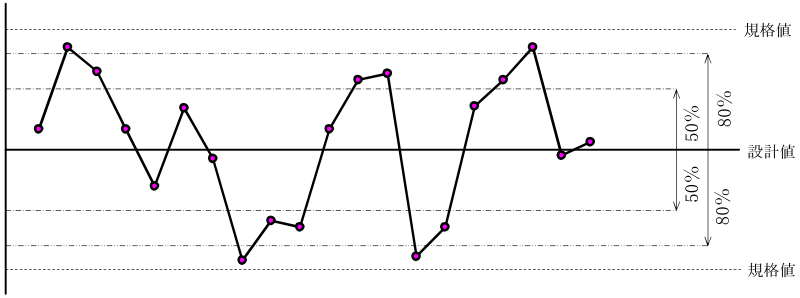

（下限値のみの場合）

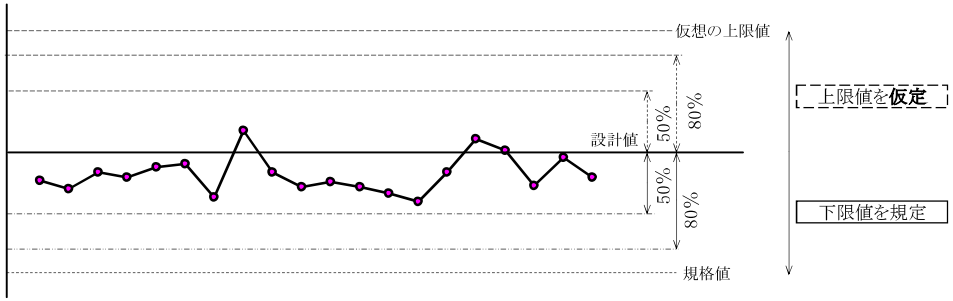

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

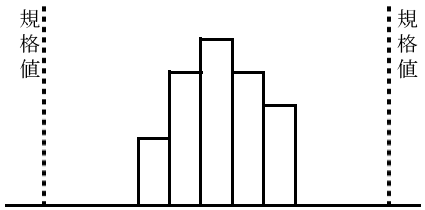

ばらついている

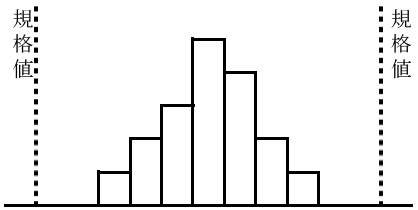

ばらつきが大きい

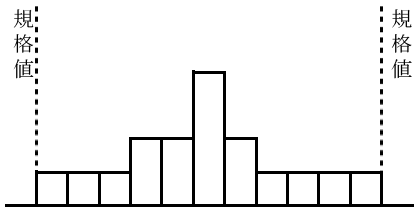

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）項目一覧

評価者	考査項目	細別		別紙-番号			
補助技術評価職員	１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般		1	①	1	
		Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）		1	①	2	
	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		1	②	1	
		Ⅱ．工程管理		1	②	2	
		Ⅲ．安全対策		1	③	1	
		Ⅳ．対外関係		1	③	2	
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		1	④		
		Ⅱ．品質	建築工事（新築・改修）	1	⑤	1	
			電気設備工事	1	⑤	2	
			給排水衛生冷暖房工事	1	⑤	3	
			建築工事（解体）	1	⑤	4	
			建築工事（塗装）	1	⑤	5	
			建築工事（フェンス）	1	⑤	6	
			建築工事（畳）	1	⑤	7	
	５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫		1	⑥		
技術評価職員	２．施工状況	Ⅱ．工程管理		2	①	1	
		Ⅲ．安全対策		2	①	2	
	４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応		2	②		
	６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等		2	③		
	７．法令遵守等			2	④		
技術検査職員	２．施工状況	Ⅰ．施工管理		3	①		
	３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形		3	②		
		Ⅱ．品質	建築工事（新築・改修）	3	③	1	
			電気設備工事	3	③	2	
			給排水衛生冷暖房工事	3	③	3	
			建築工事（解体）	3	③	4	
			建築工事（塗装）	3	③	5	
			建築工事（フェンス）	3	③	6	
			建築工事（畳）	3	③	7	
		Ⅲ．出来ばえ	建築工事（新築・改修）	3	④	1	
			電気設備工事	3	④	2	
			給排水衛生冷暖房工事	3	④	3	
			建築工事（解体）	3	④	4	
			建築工事（塗装）	3	④	5	
			建築工事（フェンス）	3	④	6	
			建築工事（畳）	3	④	7	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－①－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅰ.施工 体制一般	□	□ ① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
		□	□ ② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
		□	□ ③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
		□	□ ④ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
		□	□ ⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
		□	□ ⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
		□	□ ⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
		□	□ ⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。　e：施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d		

	評価＝	項目 中	項 目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－①－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1．施工体制	Ⅱ.配置技術者	□	□ ① 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
	（現場代理人等）	□	□ ② 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
		□	□ ③ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
		□	□ ④ 工事請負契約書第19条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第19条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
		□	□ ⑤ 書類及び資料が適切に整理されている。
		□	□ ⑥ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
		□	□ ⑨ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
		□	□ ⑩ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
		□	□ ⑪ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫ 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑬ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：配置技術者として優れている。 b：配置技術者として良好である。 c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。 e：配置技術者として不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d		

	評価＝	項目中	項目

※1．建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2．作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3．専任特例2号を適用する監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、専任特例2号を適用する監理技術者を評価するものとする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－②－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	□	□ ① 契約書第19条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
		□	□ ② 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
		□	□ ③ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
		□	□ ④ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
		□	□ ⑤ 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
		□	□ ⑥ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
		□	□ ⑦ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
		□	□ ⑧ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
		□	□ ⑨ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
		□	□ ⑩ 現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
		□	□ ⑪ 使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
		□	□ ⑫ 社内検査が計画的に行われている。
		□	□ ⑬ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		□	□ ⑮ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯ 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑰ その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿
		□	□ ＿＿＿＿＿＿＿＿
		□	□ ＿＿＿＿＿＿＿＿
		□	□ ＿＿＿＿＿＿＿＿
			理由：＿＿＿＿＿＿＿＿
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工管理が優れている。 b：施工管理が良好である。 c：施工管理が適切である。 d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－②－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□	□ ① 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
		□	□ ② 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
		□	□ ③ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□ ④ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
		□	□ ⑥ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
		□	□ ⑦ 休日・代休の確保を行っている。
		□	□ ⑧ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨ 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：工程管理が優れている。 b：工程管理が良好である。 c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－③－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□	□ ① 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
		□	□ ② 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
		□	□ ③ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
		□	□ ④ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
		□	□ ⑤ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
		□	□ ⑥ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
		□	□ ⑦ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑪ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
		□	□ ⑫ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ⑬ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑮ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればc評価とする。
			□ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：安全対策が優れている。 b：安全対策が良好である。 c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－③－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ① 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
		□	□ ② 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。
		□	□ ③ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
		□	□ ④ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
		□	□ ⑤ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
		□	□ ⑥ 現場のイメージアップに取り組んでいる。
		□	□ ⑦ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑧ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：対外関係が優れている。 b：対外関係が良好である。 c：対外関係が適切である。 d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・ a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・ d		

	評価＝	項目中	項目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－④

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	□	□ ① 承諾図等が、設計図書を満足している。
		□	□ ② 施工図等が、設計図書を満足している。
		□	□ ③ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
		□	□ ④ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
		□	□ ⑤ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
		□	□ ⑥ 出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
		□	□ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来形に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a：出来形が優れている。 b：出来形が良好である。 c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
	建築工事	□	□ ② 品質確認記録の内容が、適切である。
	（新築・改修）	□	□ ③ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
	工事比率	□	□ ④ 躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑤ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価		
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。		
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100	
	評価＝	項目中　項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事	□	□ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		□	□ ② 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
		□	□ ③ 品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率	□	□ ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		□	□ ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価		
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。		
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100	
	評価＝	項目中　項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－3

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 給排水衛生冷暖房工事	□	□ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。
		□	□ ② 品質確認記録の内容が、適切である。
		□	□ ③ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。
	工事比率	□	□ ④ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。
		□	□ ⑤ 機材及び施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑥ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関してが不適切であり、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価		
a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。		
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100	
	評価＝	項目中　項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－4

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 公道その他周辺への損傷･汚れがない、又は適切に修補･清掃を行っている。
	建築工事	□	□ ② 施工計画書に基づき、適正な手順で解体を行った。
	（解体）	□	□ ③ 不可視部分の写真記録が適正である。
	工事比率	□	□ ④ 散水等により粉じんの飛散を適切に防止した。
		□	□ ⑤ アスベスト含有建材の撤去・収集・運搬・処分を仕様書及び関係法令に基づき適正に行った。
		□	□ ⑥ 騒音対策を設計図書にに基づき適切に行った。
		□	□ ⑦ 受注者の管理記録が整備されている。
		□	□ ⑧ 各施工段階ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上･････････････ a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満････････ b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満････････ c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満･････････････ d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）

1－⑤－5　　補助技術評価職員

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質が、品質証明等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	建築工事	□	□ ② 品質管理記録等で、塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
	（塗装）	□	□ ③ 品質管理記録等で、ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
		□	□ ⑤ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。
		□	□ ⑥ 塗膜に有害な付着物がないことが確認できる。
		□	□ ⑦ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
		□	□ ⑧ 責任施工にかかる保証書が提出されている。
		□	□ ⑨ 不可視部分の写真記録が適切である。
		□	□ ⑩ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－6

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質規格証明書が整備されている。（基礎材料を含む）
	建築工事	□	□ ② 基礎工について、地業、根入深さ等が設計図書に適合し、有害な傾きやずれがない。
	（フェンス）	□	□ ③ 基礎工等の埋め戻しについて、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
	工事比率	□	□ ④ 品質・形状が適切で良好な施工である。
		□	□ ⑤ 不可視部分の写真記録が適切である。
		□	□ ⑥ フェンスの支柱の施工にあたって、隣接構造物、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。
		□	□ ⑦ 門扉等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・ a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・ c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・ d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑤－7

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質規格証明書が整備されている。
	建築工事	□	□ ② 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
	（畳）	□	□ ③ 不可視部分の写真記録が適切である。
	工事比率	□	□ ④ 畳の厚さが均一である。
		□	□ ⑤ 畳ごしらえが適切である。
		□	□ ⑥ 防虫処理が適切に行われている。
		□	□ ⑦ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑧ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 工事請負契約書第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価

a：品質が優れている。 b：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
1－⑥　　補助技術評価職員

考査項目	細　別	評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫　設備据付後の試運転調整等の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由:
		詳細評価内容:

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
補助技術評価職員

1－⑥

考査項目	細　別	評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ 施工合理化技術を活用した施工管理の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	＜新技術活用＞※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の 双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技 術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □（該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（3点） □（該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） □（該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） □（該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） □（該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 ＜その他＞ □ その他 理由：
評点計（最大 7点）= 0		詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

２－①－１

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ① 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ② 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③ 近隣住民（引渡し先の主管部局等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤ その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：工程管理が優れている。b：工程管理が良好である。c：：工程管理が適切である。d：工程管理がやや不適切である。e：工程管理が不適切である。	
	評価＝	評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

２－①－２

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ① 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ② 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥ その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:安全対策が優れている。b:安全対策が良好である。c::安全対策が適切である。d:安全対策がやや不適切である。e:安全対策が不適切である。	
	評価＝	評価選択　□ a　□ b　□ c　□ d　□ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

２－②

考査項目	細　別	評価対象項目
4．工事特性 （施工条件等への対応）	Ⅰ．建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他 理由：
	評点＝　　点	詳細評価内容
	Ⅱ．建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 項目の下段「・」以下は具体的な施工条件等への対応事例 □ 対象建物の耐震レベル ・建築工事で「市設建築物の耐震計画技術指針」において構造体の分類がA種、又は建築非構造部材の分類がa種に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で「市設建築物の耐震計画技術指針」において建築設備がa種に属する工事 □ 建物機能の特殊性 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 □ その他 理由：
	評点＝　　点	詳細評価内容

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

2－②

考査項目	細　別	評価対象項目
4．工事特性 （施工条件等への対応）	Ⅲ．建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他 理由： [評価技術事例]　【事例】具体的な施工条件等への対応事例 ・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容
	評点＝　　点	
	Ⅳ．厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 □ 雨・雪・風・気温等の影響 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 □ その他 理由：
		詳細評価内容
	評点＝　　点	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

２－②

考査項目	細　別	評価対象項目
4．工事特性 （施工条件等への対応）	Ⅴ．厳しい周辺環境、社会条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒可燃性ガス等の対策が必要な工事 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ・ 工事場所周辺に近接物があり、困難な調整を要する工事 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ・ 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 □ その他 理由： その他の具体的な施工条件等への対応事例 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容
	評点＝　　点	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

2－②

考査項目	細　別	評価対象項目
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	Ⅵ. 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他 理由：
		詳細評価内容
	評点＝　　点	
評点計（最大 20点）＝　　点		

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 補助技術評価職員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、補助技術評価職員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

2－③

考査項目	細　別	評価対象項目
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ① 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ② 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥ その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:地域への貢献が優れている。 a':地域への貢献がやや優れている。 b:地域への貢献が良好である。 b':地域への貢献がやや良好である。 c:他の評価に該当しない。	
	評価＝	評価選択 □ a □ a' □ b □ b' ☑ c ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

※1. 技術評価職員は、補助技術評価職員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術評価職員

2－④

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	（　）	該当無し
	（　）20 点	1. 指名停止3ヶ月以上
	（　）15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	（　）13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	◯-10 点	~~4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満~~
	（　）-8 点	5. 文書注意
	（　）-5 点	6. 口頭注意
	◯-3 点	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合
	総合評価 減点数: 0 点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

◯ 履行　総合評価時の提案どおりに実施された。
◯ 不履行　総合評価時の提案の不履行があった。
◑ 対象外　総合評価時の提案の対象外。

注1） 措置内容欄の「4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満」は、本市「大阪市競争入札参加停止措置要綱」に該当しないため、削除とする。

注2） 「指名停止」を「競争入札参加停止」に読みかえる。

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「施工」とは、工事請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合には、上表8により工事成績評定点を減点する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1 .入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2 .承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3 .使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4 .産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5 .当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6 . 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7 .入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8 .労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9 .監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10 .下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11 .過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12 .受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13 .下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14 .安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15 .受注者から契約書第8条の3第2項に定める期間内に書類が提出されなかった。
16 . その他　理由:

減点

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－①

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	□	□ ① 契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
		□	□ ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
		□	□ ③ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
		□	□ ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
		□	□ ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
		□	□ ⑦ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
		□	□ ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
		□	□ ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
		□	□ ⑪ 工事の関係書類及び資料整理がよい。
		□	□ ⑫ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd 評価とする。
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工管理に関して、検査職員から文書による改善指示を行った。

評価

a：施工管理が優れている。 b：施工管理が良好である。 c：施工管理が適切である。 d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目 中	項 目

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－②

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	□	□ ① 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
		□	□ ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
		□	□ ⑥ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
		□	□ ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
		□	□ ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□ ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
		□	□ ⑩ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	建築工事	□	□ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	（新築・改修）	□	□ ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑧ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑪ 中間技術検査や既済検査（部分払検査）での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑫ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事	□	□ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		□	□ ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることがことが確認できる。
		□	□ ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
		□	□ ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。
		□	□ ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩ 中間技術検査や既済検査（部分払検査）での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－3

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 給排水衛生冷暖房工事	□	□ ① 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
		□	□ ③ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
		□	□ ⑦ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
		□	□ ⑨ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩ 中間技術検査や既済検査（部分払検査）での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－4

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 公道その他周辺への損傷･汚れがない、又は適切に修補･清掃を行っている。
	建築工事	□	□ ② 施工計画書に基づき、適正な手順で解体を行った。
	（解体）	□	□ ③ 不可視部分の写真記録が適正である。
	工事比率	□	□ ④ 散水等により粉じんの飛散を適切に防止した。
		□	□ ⑤ アスベスト含有建材の撤去・収集・運搬・処分を仕様書及び関係法令に基づき適正に行った。
		□	□ ⑥ 騒音対策を設計図書にに基づき適切に行った。
		□	□ ⑦ 受注者の管理記録が整備されている。
		□	□ ⑧ 各施工段階ごとの施工状況が施工計画書等に基づき、適切であることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a:品質が特に優れている。 a’:品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b’:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上･････････････	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満････････	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満････････	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満････････	b’		
該当項目が50%以上60%未満････････	c		
該当項目が50%未満･････････････	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－5

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質が、品質証明等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	建築工事	□	□ ② 品質管理記録等で、塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む）
	（塗装）	□	□ ③ 品質管理記録等で、ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
	工事比率	□	□ ④ 施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されている。
		□	□ ⑤ 塗料を使用前に撹拌し、容器底部に顔料沈殿がしていないことが確認できる。
		□	□ ⑥ 塗膜に有害な付着物がないことが確認できる。
		□	□ ⑦ 塗料の必要量が確認でき、充缶及び空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
		□	□ ⑧ 責任施工にかかる保証書が提出されている。
		□	□ ⑨ 不可視部分の写真記録が適切である。
		□	□ ⑩ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－6

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質規格証明書が整備されている。（基礎材料を含む）
	建築工事	□	□ ② 基礎工について、地業、根入深さ等が設計図書に適合し、有害な傾きやずれがない。
	（フェンス）	□	□ ③ 基礎工等の埋め戻しについて、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。
	工事比率	□	□ ④ 品質・形状が適切で良好な施工である。
		□	□ ⑤ 不可視部分の写真記録が適切である。
		□	□ ⑥ フェンスの支柱の施工にあたって、隣接構造物、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。
		□	□ ⑦ 門扉等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－③－7

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	□	□ ① 材料の品質規格証明書が整備されている。
	建築工事	□	□ ② 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
	（畳）	□	□ ③ 不可視部分の写真記録が適切である。
	工事比率	□	□ ④ 畳の厚さが均一である。
		□	□ ⑤ 畳ごしらえが適切である。
		□	□ ⑥ 防虫処理が適切に行われている。
		□	□ ⑦ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
		□	□ ⑨ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a:品質が特に優れている。 a’:品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b’:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	a’	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・	b	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・	b’		
該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・	c		
該当項目が50%未満・・・・・・・・・・・・・・	d		

	評価＝	項目中	項目

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－1

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
	建築工事	□	□ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	（新築・改修）	□	□ ③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	工事比率	□	□ ④ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□ ⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□ ⑦ 保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－2

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④ 環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－3

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 給排水衛生冷暖房工事	□	□ ① きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④ 環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 一つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則としてそれぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－4

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
	建築工事	□	□ ② 既存部分や関連設備との調整がなされている。
	（解体）	□	□ ③ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。
	工事比率	□	□ ④ 取壊し対象（リサイクル材、産業廃棄物等）の散乱等がなく処理が適切である。
		□	□ ⑤ 小規模構造物に細心の注意が払われている。
		□	□ ⑥ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－5

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① 塗装の均一性が良い。
	建築工事	□	□ ② 細部まできめ細かな施工がされている。
	（塗装）	□	□ ③ 補修箇所がない。
	工事比率	□	□ ④ ケレンの施工状況が良好である。
		□	□ ⑤ 全体的な美観が良い。
		□	□ ⑥ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－6

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① 部材表面に傷および錆がない。
	建築工事	□	□ ② 通りが良い。
	（フェンス）	□	□ ③ 端部処理が良い。
	工事比率	□	□ ④ 既設物とのすりつけが良い。
		□	□ ⑤ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。
		□	□ ⑥ 全体的な美観が良い。
		□	□ ⑦ きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ⑧ その他
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価			
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（営繕工事）

（様式3）
技術検査職員

3－④－7

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	□	□ ① きめ細かい施工がなされている。
	建築工事	□	□ ② きしみ音や畳面の不備がない。
	（畳）	□	□ ③ 畳表に浮きがなく色むらがない。
	工事比率	□	□ ④ 畳と畳の縁に隙間がない。
		□	□ ⑤ 全体的な美観が良い。
		□	□ ⑥ その他
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
		□	□
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 出来ばえが劣っている。

評価
a：全体的な完成度が優れている。 b：全体的な完成度が良好である。 c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・・	a	①	「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・	b	②	削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・・・・・・・・・・	c	③	評価値（%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
		④	評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝	項目中	項目

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

１．工 事 名　　工事
２．工　　期　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受 注 者

所　　属
部 署 （ 事 務 所 ）
補 助 監 督 職 員

①「施工プロセス」のチェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項等）									備　考（指示事項及びその是正状況等）
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（元請のみ）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）及びその他必要な書類を添付している。（施工中の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳及び添付書類の「社会保険等加入状況」、「作業員名簿」に社会保険等の加入又は適用除外と記載している。（施工中の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図又は下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工中の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考 （指示事項及び その是正状況等）
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／監理技術者補佐／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(休日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中1回／月程度)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
		○監理技術者・監理技術者補佐（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	（／） □									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	（／） □									
			・工事実績情報登録において重複が無い。（専任特例2号を適用する監理技術者が他工事現場を兼任している場合は、当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確認する。）（着手前、施工中適宜）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・現場に専任している。（専任特例2号を適用する監理技術者が他工事現場を兼任している場合は、監理技術者補佐の専任について確認する。）（専任義務は建築一式工事9,000万円以上、その他工事4,500万円以上） (施工中1回／月程度) ※令和7年1月31日以前に確認を行う場合は「9,000万」は「8,000万」と、「4,500万」は「4,000万」と読み替える。		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。（専任特例2号を適用する監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合も、監理技術者が実施したものとして確認する。） (施工中、打合せ時)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○下請負者の把握	・下請負者が大阪市競争入札参加有資格者である場合には、競争入札参加停止措置中でない。 (書類提出時)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・工事請負契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工中適宜)	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □			

「施工プロセス」のチェックリスト（営繕工事）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考 （指示事項及び その是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（資料提示時） ②店社パトロール（資料提示時） ③安全教育、訓練等（資料提示時） ④安全巡視、TBM、KY等（資料提示時） ⑤新規入場者教育（（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（資料提示時） ③重機操作時安全点検記録等（資料提示時） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録（資料提示時） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（資料提示時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居者等（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

（様式４）

大〇第　　号

令和　年　月　日

（契約の相手方）

所　在　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

局　　部

技術検査職員　役職　氏　　名

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が本市における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

１　工 事 名 称

２　契 約 番 号

３　工　　期

４　成績評定結果　　点（詳細は、細目別評定点採点表　参照）

５　送　付　先*

６　手続等の問い合わせ先*

＊送付先、手続等の問い合わせ先は局事情に応じたものとしてください。

注）本通知は各所属の判断により、当該検査の結果の通知を兼ねたものにすることができる。

様式５

請負工事成績評定結果一覧表（令和　　年　　月分）

No	契約番号	工事名称	受注者名	評定点	備考

お問い合わせ先
〇〇〇局〇〇〇課
06 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

（様式６）

大〇第　　号
令和　年　月　日

（契約の相手方）
所　在　地
商号又は名称
代表者　氏名　　様

局　　部
技術検査職員　役職　氏　　名

工事成績評定通知書（再通知）

令和　年　月　日付け大〇第　　号において、工事成績評定通知を行いましたが、次のとおり、工事成績評定を修正しましたので通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して 14 日（期間の末日が本市における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

１　工事名称

２　契約番号

３　工　　期

４　成績評定結果　　修正前：　　修正後：

５　修正理由

６　送　付　先*

７　手続等の問い合わせ先*

＊送付先、手続等の問い合わせ先は局事情に応じたものとしてください。

（様式７）

大○第　　号

令和　年　月　日

（契約の相手方）

所　　在　　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

局　　長　　名　㊞

工事成績評定に係る説明書

令和　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、この書面の回答を受けた日から起算して１４日（期間の末日が本市における執務の休日に当るときはその翌日）以内に書面により、再説明を求めることができます。

再説明は、大阪市入札等監視委員会の審議を経た上、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

１　工　事　名　称

２　契　約　番　号

３　疑義に対する回答

４　送　　付　　先*

５　手続等の問い合わせ先*

＊送付先、手続等の問い合わせ先は局事情に応じたものとしてください。

（様式８）

大〇第　　号

令和　年　月　日

（契約の相手方）

所　　在　　地

商号又は名称

代表者　氏名　　様

局　　長　　名　㊞

工事成績評定に係る再説明書

令和　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容につきまして、審議の結果、下記のとおり回答します。

記

１　工　事　名　称

２　契　約　番　号

３　疑義に対する回答